

元本通貨：JPY 為替レート：1

項目	資産項目	掛け目 (%)	信用リスク削減効果前			信用リスク削減効果後		
			想定元本額	信用リスクアセット	リスクアセット比率 (%/対純資産額)	想定元本額	信用リスクアセット	リスクアセット比率 (%/対純資産額)
1	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2	原契約期間が1年以下のコミットメント	20						
3	短期の貿易関連偶発債務	20						
4	特定の取引に係る偶発債務	50						
4-2	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50						
5	NIF又はRUF	50						
6	原契約期間が1年超のコミットメント	50						
7	信用供与に直接代替する偶発債務	100						
7-2	(うち借入金の保証)	100						
7-3	(うち有価証券の保証)	100						
7-4	(うち手形引受)	100						
7-5	(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	100						
7-6	(うちクレジット・デリバティブの反対提供)	100						
8	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
9	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	100						
10	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
11	派生商品取引	—						
11-1	外国為替関連取引	—						
11-2	金利関連取引	—						
11-3	金関連取引	—						
11-4	株式関連取引	—						
11-5	貴金属(金を除く)関連取引	—						
11-6	その他のコモディティ関連取引	—						
11-7	クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—						
	括清算ネットが契約による与信相当額削減効果(Δ)	—						
12	長期決済期間取引	—						
13	未決済取引	—						
14	証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサブシザ・キャッシュ・アドバンス	0~100						
15	上記以外のオフバランスの証券化エクスポージャー	100						
	リスクアセット計(中央清算機関)							
	リスクアセット計							

有価証券等の決済に係る未収金

オフバランス・オフバランス リスクアセット計

オフバランス・オフバランス リスクアセット比率(%/対純資産額)

項目	資産項目	想定元本額			想定元本額		与信相当額	信用リスクアセット	リスクアセット比率 (%/対純資産額)
		1年以内	1年超 5年以内	5年超	ショート・ポジション	ロング・ポジション			
1	外国為替関連取引								
(1)	異種通貨間の金利スワップ								
(2)	為替先渡し取引 (FXA)								
(3)	先物外国為替取引								
(4)	通貨先物取引								
(5)	通貨オプションの買い								
(6)	通貨オプションの売り								
(7)	その他								
	小計								
2	金利関連取引								
(1)	同一通貨間の金利スワップ								
(2)	金利先渡し取引 (FRA)								
(3)	金利先物取引								
(4)	金利オプションの買い								
(5)	金利オプションの売り								
(6)	その他								
	小計								
3	金関連取引								
4	株式関連取引								
5	貴金属(金を除く)関連取引								
6	その他のコモディティ関連取引								
7	クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)								
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)								
	合計								

オプション・ポジション

		想定元本	評価金額
コール	売り		
	買い		
プット	買い		
	売り		

項目	資産項目	引当割合 (%)	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント (%)	原契約期間が1年以下のコミットメント (20%)		N I F又はR R U F (50%)	原契約期間が1年超のコミットメント (50%)	信用状等に直接的に代する債券資産 (含む経過措置を適用しない先物等による流動的クレジットの提供) クレジット・デリバティブのプロポジション提供 (表) (100%)	有価証券の貸付、融資若しくは有価証券に係る担保の提供又は有価証券の買戻し又は有価証券の買戻し条件先卸若しくは有価証券の買戻し条件先卸 (表) (100%)	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (100%)	先物購入、先物預金、部分払込株式又は部分払込債券 (100%)	証券化プログラムに係る過剰流動性補完及び過剰なデリバティブ・クレジット (0~100%)	上記以外の残りの証券化プログラム (100%)
1	現金	0											
2-1	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0											
3-1	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0											
3-2	我が国の中央政府及び中央銀行向け	20											
3-3	我が国の中央政府及び中央銀行向け	50											
3-4	我が国の中央政府及び中央銀行向け	100											
3-5	我が国の中央政府及び中央銀行向け	150											
4	国際決済銀行等向け	0											
5	我が国の地方公共団体向け	0											
6-1	我が国の地方公共団体等以外の公共部門向け	20											
6-2	我が国の地方公共団体等以外の公共部門向け	100											
6-3	我が国の地方公共団体等以外の公共部門向け	100											
6-4	我が国の地方公共団体等以外の公共部門向け	150											
7-1	国際開発銀行向け	0											
7-2	国際開発銀行向け	20											
7-3	国際開発銀行向け	50											
7-4	国際開発銀行向け	100											
7-5	国際開発銀行向け	150											
8-1	我が国の政府関係機関向け	10											
8-2	我が国の政府関係機関向け	20											
9-1	地方公共団体金融機構向け	10											
9-2	地方公共団体金融機構向け	20											
10	地方三公社向け	20											
11-1	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20											
11-2	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	50											
11-3	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	100											
11-4	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	150											
11-5	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	250											
12-1	法人等向け	20											
12-2	法人等向け	50											
12-3	法人等向け	100											
12-4	法人等向け	150											
12-5	法人等向け	250											
13	中小企業等向け及び個人向け	75											
14	担当権付住宅ローン	85											
15-1	不動産取得等事業向け	100											
15-2	不動産取得等事業向け	150											
16-1	三月以上延滞等	50											
16-2	三月以上延滞等	100											
16-3	三月以上延滞等	150											
17	取立未済手形	20											
18	信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10											
19	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10											
20-1	出資等	100											
20-2	出資等	250											
21	上記以外	100											
22-1	証券化商品 (オフ・ベナー以外)	0~50未満											
22-2	証券化商品 (オフ・ベナー以外)	50~100未満											
22-3	証券化商品 (オフ・ベナー以外)	100~350未満											
22-4	証券化商品 (オフ・ベナー以外)	350~1250未満											
22-5	証券化商品 (オフ・ベナー以外)	1250											
23-1	再証券化商品 (オフ・ベナー以外)	0~100未満											
23-2	再証券化商品 (オフ・ベナー以外)	100~225未満											
23-3	再証券化商品 (オフ・ベナー以外)	225~650未満											
23-4	再証券化商品 (オフ・ベナー以外)	650~1250未満											
23-5	再証券化商品 (オフ・ベナー以外)	1250											
24-1	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0~150未満											
24-2	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	150~350未満											
24-3	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	350~650未満											
24-4	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	650~1250未満											
24-5	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1250											
52-1	中央清算機関	0											
52-2	中央清算機関	2											
52-3	中央清算機関	4											
52-4	中央清算機関	20											
	残高及びリスクアセット計(中央清算機関)												
	残高及びリスクアセット計												